

## 中国で個人情報越境標準契約規定（中国版 SCC）についてのパブリックコメント手続が開始

2022年7月11日

弁護士 辻 晃平

2022年6月30日、中国の国家インターネット情報弁公室は、個人情報越境標準契約規定についてのパブリックコメント手続を開始しました。2021年11月1日に施行された中国個人情報保護法第38条第1款は、個人情報処理者が中国国外に個人情報を提供する必要がある場合、各項に定める要件のうち1つを満たす必要がある旨を規定しており、その一つとして、「国家インターネット情報弁公室が制定した標準契約に従い、国外のデータ輸入者との間で契約を締結し、両当事者の権利及び義務を取り決める場合」が挙げられています（同(3)項）。これは、EU一般データ保護規則(GDPR)46条2項(d)の標準データ保護条項を定めた Standard Contractual Clauses(SCC)に相当するものです。本規定は、上記標準契約の雛形を定めたものですが、標準契約では主に以下の事項が定められています（個人情報越境標準契約規定第6条）。

- ① 個人情報処理者及び国外受領者の基本情報（名称、住所、担当者の氏名、連絡方式等）
- ② 個人情報の越境の目的、範囲、類型、機微の度合、数量、方式、保存期間、保管場所等
- ③ 個人情報処理者及び国外受領者の個人情報保護に関する責任及び義務並びに個人情報の越境がもたらす可能性のあるセキュリティリスクを防止するために講じる技術的及び管理的措置等
- ④ 国外受領者の所在国または地域の個人情報保護政策及び法規が本契約条項の遵守に及ぼす影響
- ⑤ 個人情報主体の権利並びに個人情報主体の権利を保障する方法及び手段
- ⑥ 救済、契約解除、違約責任、紛争解決等

なお、上記標準契約を用いた個人情報の越境が認められるためには、前提として、越境を行おうとする個人情報処理者が以下の要件を満たす必要があることに注意する必要があります（個人情報越境標準契約規定第4条）。

- ① 重要情報インフラ運営者でない。
- ② 100万人未満の個人情報を処理している。
- ③ 前年1月1日からの個人情報の国外提供が累計10万人に達しない。
- ④ 前年1月1日からの機微個人情報の国外提供が累計1万人に達しない。

本パブリックコメント手続の期限は2022年7月29日までとなっています。

規定及び標準契約（SCC）の日本語仮訳は、以下をご参照下さい。

- [\[仮訳\]個人情報の域外移転に関する標準契約規定（意見募集稿）](#)
- [\[仮訳\]別紙\\_個人情報の域外移転に関する標準契約](#)

以上

ニューズレターの配信登録は[こちら](#)です。  
バックナンバーは[こちら](#)でご覧いただけます。

牛島総合法律事務所  
<https://www.ushijima-law.gr.jp/>